

【人権擁護学習会】

被後見人の選挙権を回復しよう

知的障害、認知症、脳卒中後遺症、精神障害などがある人の中には、エセ商法やサギに狙われる人もあります。そうした人が安心して社会生活を送れるように、成人に後見人をつけて守る制度が成年後見制度です。ところが制度の欠陥によって、被後見人の選挙権がはく奪されています。それまで選挙に行っていた人が、後見人をつけた途端に選挙はがきが来なくなりました。そこで選挙権の回復を求めて、2011年に全国で4件の訴訟が起こされました。

後見人がついた人を一律に「事理を弁識する能力を欠く常況にある」とみなし、選挙権をはく奪するのは、障害者欠格条項そのものです。障害者の社会参加と平等を阻害しています。

CANは障害者欠格条項をなくす活動が端緒となって発足しました。この問題にはこだわり続けたいと考えています。今回は選挙権回復訴訟を戦っておられる弁護士から報告を聞きます。

日時 2012年 1月 28日(土) 午後1時30分 ～ 3時30分

会場 地域活動支援センター すももクラブ

<http://www.we-can.or.jp/sumomo/map.htm>

(大阪市淀川区十三東3-6-14 阪急十三駅より東に徒歩5分)

講師 民谷 渉 弁護士(選挙権回復訴訟京都 事務局長)

参加費 無料



コミュニケーション・アシスト・ネットワーク(CAN)

〒532-0023 大阪府大阪市淀川区十三東3-6-14

Tel & Fax: 06-6305-3963 <http://www.we-can.or.jp/>

Q&A

Q 1. 判断能力に欠ける人に、選挙権を与えるべきではないと思うのですが。

A 選挙権は「与えられる」ものではありません。民主主義を成り立たせる、とても大切で基本的な人権の一つです。民主社会では納税額、男女、障害の有無などにかかわらず、すべてに人に保障されています。

選挙権が制限されるのは、刑法犯と選挙違反犯などで禁固刑などが執行中の人だけです。ただし社会の秩序を乱した人も、刑期が終われば選挙権が回復されます。しかし被後見人は悪いことをしたわけでもないのに、一生はく奪されています。きわめて異例です。

Q 2. 高齢者や知的障害者の施設で、時々選挙違反事件のことを聞きます。利用されやすい（騙されやすい）人は、公正な選挙のために制限は仕方ないのではないのでしょうか。

A 例えば、地下鉄で何度も痴漢にあう人は、被害にあいやすいのだからと、電車に乗ることを法律で規制できるのでしょうか。また、詐欺やエセ商法に何度もあう人は、だまされる方が悪いのでしょうか。

逆です。悪いのは痴漢犯であり、詐欺師です。選挙違反事件も同じで、選挙違反を仕組む人が悪いのだから、その罰則を重くすればいいのです。被害にあう側の選挙権をはく奪するのは、本末転倒です。

Q 3. そもそも障害者の選挙権はどうなっていますか。なぜ成年後見制度に、選挙権のはく奪があるのですか。

A 日本政府は障害手帳（身障、療育、精神）を持っている人を、障害者として統計しています。しかし手帳を持っていることと、選挙権は全く関係ありません。手帳を持っていて選挙に行っている人は、たくさんいます。

成年後見制度の前制度は禁治産制度と言い、「家」の資産を守るために禁治産者（心神喪失の常況にある者）の法的権限に制限を加えていました。これを障害者の権利擁護のために平成12年に作り変えたのが成年後見制度ですが、同時に改訂すべき公選法第11条を改訂しなかったのです。選挙権のはく奪は、公選法を改訂すれば改まります。